

大塚産業クリエイティブ株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、また次世代の人材育成を育むため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：フルタイム労働者の平均所定外労働時間を毎月5時間以内とする

<取り組み>

- 令和6年4月～ 毎月の所定外労働時間の見える化
- 令和6年9月～ 年間を通じた業務内容からの改善検討
- 令和7年4月～ 時間外勤務の月末予測が多い労働者に対する働きかけ

目標2：年次有給休暇の取得率を60%以上とする

<取り組み>

- 令和6年4月～ 部門ごとに取得目標を設定し、周知をする
- 令和6年9月～ 上長から取得を促すなど取得しやすい職場環境に努める
- 令和7年4月～ 年間を通じて取得計画の策定

目標3：地域の若年者に対し就業体験や知識の提供を年1回以上実施する。

<取り組み>

- 令和6年4月～ 高校生・大学生との交流の場への参加
- 令和6年4月～ 地域の学校を対象とした工場見学および職場体験の受け入れ
- 令和6年4月～ 高専生、大学生のインターンシップ受け入れ